

## 第16回和光市個人情報保護審議会会議録

平成19年2月19日（月曜日） 午前10時30分～午前11時28分

和光市役所3階 第2応接室

### 議題

- 1 公共施設予約サービスについて
- 2 電子申請サービス「個人情報開示請求」について
- 3 その他

### 出席者

石井彰会長、矢野久美副会長、東洋子委員、今村一幸委員、富澤甚五郎委員、本橋淳男委員、山田正史委員（以上7名出席）

事務局 成田企画部長、川畑市政情報課長、橋本課長補佐、本多主査

### 欠席者

片山泰輔委員

事務局 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。只今から、和光市個人情報保護審議会を開催いたします。和光市個人情報保護条例第38条の規定により議事の進行を会長にお願いします。

会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の出席者は7名で過半数に達していますので、審議会は成立しています。それでは、議事に入ります。議題1の公共施設予約システムについて事務局の説明をお願いします。

事務局 資料1及び資料2により説明

会長 事務局から説明がありました。個人情報の内容は「和光市公共施設予約システム利用者申請書」、「団体構成員名簿」に記載される事項（氏名、性別、生年月日、住所）になりますが、記載内容が他の目的に利用されることはありますか。

事務局 他の目的で利用されることはありません。総合体育館は指定管理者が管理・運営を行いますので、指定管理者と実施機関（スポーツ青少年課）が取り扱います。

会長 質問や意見がありましたらお願いします。

山田委員 「団体構成員名簿」の利用者区分で性別、年齢、市内、朝霞・志木・新座、その他と区分されているが、どのような目的なのか。

事務局 住所区分につきまして、体育館では構成員が10名以上で市内居住者7割以上が市内団体の扱いになるため区分をしています。テニスコートにつきましては、構成員5名以上で市内居住者3名以上が市内団体の扱いとなります。男女、年齢につきまして

は、社会教育施設の統計資料として利用者の報告をするため性別と年齢を記入することを考えています。朝霞・志木・新座、その他の区分ですが、利用料金が市内料金、4市内料金、市外料金と3つの料金区分があるためです。

本橋委員 「団体構成員名簿」の登録についてですが、一度登録すればよいのか。また、代表者や構成員が変更になった場合の扱いはどうなりますか。

事務局 名簿の保管年数は5年になります。代表者の変更については、「和光市公共施設予約システム利用者申請書」により変更します。申請が出された時点で登録内容の変更をします。

本橋委員 商工会は800以上の会員数があるので、「団体構成員名簿」には全ての人を対象とするのか。

事務局 「団体構成員名簿」には全員記入します。野球やテニスなどの団体を想定していきまして商工会のような大規模な団体については想定していません。

会長 利用者区分の市内は、在住、在学、在勤を含めているのですね。

事務局 そのとおりです。

会長 確認しますが、利用者区分において、障害・高齢欄は統計資料として利用するものですか。

事務局 統計資料と使用料の割引があるためです。

副会長 「団体構成員名簿」についてですが、全員の免許証等の写し等が必要となっていますが、以前、登録したときは全員の免許証等の写しは必要としなかったと思いますが。

事務局 スポーツ青少年課との調整で確認した事項ですが、免許証等の写し等を提示し確認した後、申請者に返却しています。保管することはありませんが、利用者区分において市内か市外かの確認のために行っています。

今村委員 資料1の情報セキュリティについてですが、対策を取っていると思いますが、委託先に対しての情報セキュリティの確認手段が必要だと思います。情報の利用については、指定管理者が管理・運営を行うため、指定管理者に対して情報を提供するときにおけるセキュリティの確認事項を協定書の中に盛り込む必要があります。また申請書の入力作業は、スポーツ青少年課の職員が行うのですか。間違った内容を入力してしまうとその後の運営に支障があるのでその確認はどのように考えていますか。

事務局 委託先に対する内部監査的なものについては、システムの稼動前のため資料に盛り込んでいませんでした。協定書の中で指定管理者に対する個人情報保護の取扱いについては定めていますが、定期的な内部監査を行う事項は入っていません。入力作業については、担当課が行います。入力時に誤りがあった場合には、個人情報保護条例の訂正請求ができますが、万全を期すよう指導を行いたいと思います。

今村委員 どのシステムでもそうですが、入力時には一生懸命にするが、廃棄・消去するときの対応はどのように考えていますか。データを確実に廃棄・消去したかの確認はどのようにするのですか。

事務局 財務関連の情報は5年間保存します。一般的な情報は、レベルにより1年、3年と分けて保存するよう考えています。

会長 ここまで、システムについての説明、申請書についての取扱、情報セキュリティ等についての指摘がありました。これからの運営について個人情報保護行政の一環として配慮していただきたい。それでは、議題の2の電子申請サービス「個人情報開示請求」について事務局の説明をお願いします。

事務局 議題2の電子申請サービスについて説明します。電子申請サービス「個人情報開示請求」についてと通知しましたが、資料3の「電子申請サービス一覧」には個人情報開示請求の手続きは入っていません。本日の報告は、2月1日から情報公開請求が電子申請サービスを利用して請求ができることになったということです。今回は10の手続きが追加され合計で39件の手続きができるようになりました。電子申請サービスのシステムは、県との共同開発で個人情報開示請求の手続きが行えるよう構築されていますが、個人情報開示請求につきましては、当審議会と事前調整をしていないため今回の追加を見合わせました。

会長 個人情報開示請求については、今後はどのように進めていくのですか。

事務局 個人情報開示請求は、自宅のパソコン等で個人認証付きのカードを使って申請をすることができますが、審議会の意見を頂いて今後の対応を考えていきたいと思えます。

会長 個人情報開示請求はどのくらいの申請が見込まれるものですか。

事務局 現実的には、印鑑登録カードをなくした人がいつからいつまでの間に印鑑証明が発行されたかを確認する請求が多いです。住民票等の内容を訂正する場合は、個人情報の訂正等請求によらず戸籍住民課が職権で処理を行う場合がありますので、申請件数は多くないと思います。

会長 情報公開請求など新たな手続きが追加されたことにより、2月1日以降どのくらいの利用件数がありましたか。

事務局 現在のところ、情報公開請求の手続きはありません。平成17年度の利用件数は43件、平成18年度は2月15日現在で54件ありました。

会長 質問や意見がありましたらお願いします。

今村委員 せっかく市民の利便性や業務の効率を図るために導入したシステムを市民に知ってもらうことが必要です。広報に掲載していても、広報が全世帯に配布されていない状況でもあります。庁舎に来た人に電子申請の案内等をしているのですか。電子申請

を使うか使わないかの判断は本人がするにしても、積極的に電子申請の紹介をすればと思います。

事務局 現在のところ、パンフレット等を作成していませんので、今後ピーアールするものを考えたいと思います。

会長 今の意見は、審議会として意義のあるものだと思います。審議会は個人情報を制御し、マイナスの部分だけを指摘するのではなく、システムの利用について個人情報を保護しながら行政の効率化を図るため積極的に活用してもらいたいと思います。他に質問や意見がありましたらお願いします。

本橋委員 電子申告が始まることで、住民基本台帳カードの利用は増えていますか。

事務局 2月14日現在、広報わこう2月1日号で住民基本台帳カードのピーアールをしたところ、申請件数が増加しました。主な利用者は、高齢者が免許証等の身分証明書を持っていないため、住民基本台帳カードを身分証明書として使うための申請だと思われます。平成15年度の住基カード発行枚数は263枚、平成16年は174枚、平成17年度は206枚、平成18年度は12月までが198枚、1月が32枚でありました。2月は広報の記事によって、1日から14日までの間で65枚の発行がありました。電子申告のための需要も見込まれると思います。

会長 住民基本台帳カードの現状については、作成しても利用されないと、行政の効率化、費用対効果を考えるともったいない。広報の掲載を1回ではなく、可能であれば定期的に有効性をピーアールしていただきたいと思います。

今村委員 住民基本台帳カードの伸び悩みについては、私も同感です。カードの利用については規制があるかと思いますが、どのような使い方ができるのか行政が主体として検討する必要があると思います。利用されるには、市内や近隣市でも住民がサービスを受けられるような生活に密着する形でのサービスが必要だと思います。それは行政だけが行うものではなく、例えば商工会等と協力して行うことで需要が増えていくと思います。現在では、あまり使い道がないと思われるカードですが、持っていていいなと思わせるカードにしてもらいたいと思います。

会長 当初、住民基本台帳カードを図書館の利用カードとするような話があったかと思いますが。

事務局 図書館は、4市それぞれの貸出システムで運用していますが、1枚のカードを使い各図書館で本の予約や貸出を行っています。住民基本台帳カードを使っている利用は以前 提案があったのですが、住民基本台帳カードの1つの欠点は、転出するとカードが無効になってしまいます。図書館の利用については、専用のカードを使うほうが効率がよいため、住民基本台帳カードに組み入れていません。

会長 他に質問や意見がありましたらお願いします。

今村委員 職員の異動や退職による情報管理の徹底について、職員は個人情報に限らず守秘義務がありますが、しっかり確認していただきたい。また、新規採用職員に対する研修や個人情報保護法が全面施行されたときは、個人情報保護に対する研修を熱心に行ってきたと思いますが、時間が経過すると意識が薄れてきますので、毎年研修を定期的に行い個人情報保護に対する意識を高めてもらいたいと思います。

会長 他に意見がなければ閉会させていただきます。